



JASDAQ

平成 25 年 10 月 25 日

各位

上場会社名 株式会社ビーエスピード
代表者 代表取締役 竹藤 浩樹
社長執行役員
(コード番号 3800)
問合せ先 取締役 秋山 幸廣
常務執行役員
(TEL 03-5463-6381)

当社株式にかかる大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続について

当社は、平成 22 年 6 月 17 日開催の当社第 28 期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました「当社株式にかかる大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）について、平成 24 年 6 月 14 日に開催した当社第 30 期定時株主総会に、さらに 2 年間の継続についての議案を提出し、原案通り承認可決されましたので、以下の通りお知らせいたします。なお、本件は平成 24 年 5 月 8 日開催の取締役会において、当社第 30 期定時株主総会に本プランの継続を付議することを決議いたしましたが、適時開示を失念していましたため、今回開示を行うものであります。

1. 継続の必要性

現行の本プランの有効期間は、第 30 期定時株主総会終結の時までとなっていましたが、当社は、買収防衛策に関する議論の進展など近年のわが国の資本市場と法的・経済的環境を検討した結果、本プランの重要性に変わるところはないとの判断し、所要の変更を加え、本総会に本プランの 2 年間の継続を諮ったものであります。

2. 継続に伴う変更内容の概要

平成 22 年 6 月 17 日以降に発生した事実、規則改正に関するデータを最新情報に更新しております。

本プランの継続および上記変更内容につきましては、監査役 3 名全員が、具体的運用が適正に行われるることを条件として同意しております。

なお、第 30 期定時株主総会への付議議案決定時および本日現在、当社に対する当社株式の大規模買付行為の提案、申し入れ等は一切ありませんので、念のため申し添えます。

3. 継続更新後の本プランの内容

I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、上場会社として当社の株式の自由な取引が認められている以上、当社の財務および事業の方針の決定を支配することが可能な数の株式を取得する買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであり、そのような買付提案を一概に否定すべきではないと考えております。

しかしながら、近年の株式市場においては、買付の対象会社（以下、対象会社）の取締役会の賛同を得ずに、一方的に大規模買付行為の提案またはこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、各ステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社グループの企業価値および株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

従いまして、企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為の提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えております。

II. 会社の支配に関する基本方針の実現に関する取組み

1 当社グループの事業内容

当社グループ（当社および子会社である株式会社ビーエスピーソリューションズ、ならびに備実必（上海）軟件科技有限公司（略称 BSP 上海）の3社により構成しております。）は、ITシステム運用分野において、主に基幹業務システムの運用管理等のためのソフトウェアプロダクト（以下、製品）の開発・販売およびサポートサービス等を行う事業のうち、オープン系製品を取り扱う「プロダクト事業」、メインフレーム系製品を取り扱う「メインフレーム事業」および独自のノウハウ等を活かした運用コンサルティングや人材育成サービス等を行う「ソリューション事業」を行っております。当社グループのお客様は、金融機関、大手民間企業ならびに指定されたシステムインテグレータを通じての官公庁等であります。

ITシステム運用とは、基幹業務システムで使われている各種コンピュータやシステムを正確かつ効率的に使用することによって、企業等の活動に必要な情報が常に正確かつタイムリーに処理されるようシステムを動かすことであります。ITシステム運用が正しく行われていなければ、情報の流通が滞り、さまざまな業務に支障をもたらし、結果として企業等の活動に大きな影響を与えることになります。特に、情報流通の停止を意味するシステム・ダウンが許されない基幹業務システムの運用管理という重要な業務において、お客様の多様なニーズに適切に応えるために、当社グループが提供しているのが、ITシステム運用管理等を行う製品であり、各種のソリューションサービスであります。

2 当社グループの企業価値の源泉

プロダクト事業およびメインフレーム事業においては、企業が有する基幹業務システムの運用管理のための製品を自ら開発し、販売しております。当社が提供する製品は、大型コンピュータから UNIX、Windows、Linux など、企業が利用するマシン環境に広く対応しているため、当社グループの製品を導入されたお客様は、コンピュータの種類やメーカーに幅広く対応した基幹業務システムの運用管理が可能となります。また、当社グループが提供しております保守サービスは、24時間365日のサポートはもちろん、製品バージョンアップの無償提供、さらにお客様のマシン環境が変化した場合でも従来同様ご利用いただける独自のライセンス交換サービスを提供するなどの優位性の高いサービスを提供しており、長年にわたって継続してご利用いただける点で極めて高い評価を得ております。

ソリューション事業においては、ITシステム運用に関するソリューションサービスや会員制サービス「シスドック」等を提供しております。ソリューションサービスとしては、基幹業務システムの運用に関する各種コンサルティング、受託開発およびシステム統合等システム移行に伴う支援を行っております。会員制サービス「シスドック」は、当社グループのコンサルタントがお客様を訪問し、ITシステム運用に関するアドバイス等を行っております。

当社グループの技術およびサービスは、幅広い業界から高い評価をいただいており、当社のシステムの累積導入社数は約 970 社にのぼっております。また、お客様の多くは長期間にわたり当社製品やサービスをご利用いただきしており、当社に信頼を寄せているお客様で

あります。

平成 24 年 3 月時点のお客様のうち、約 55% のお客様が 10 年以上のご利用実績があり、約 20% のお客様は 20 年以上におよぶご利用実績があります。

このように、当社は、お客様との長期間にわたる良好な関係をいただいており、このことが当社グループの確固たる事業基盤となっております。

当社グループが提供するこの 3 つの主たる事業は、当社グループの高い技術力とそれを支える人材、さらにはお客様との良好かつ安定した取引関係の上に成り立っており、当社グループの企業価値および株主共同の利益の源泉であります。

3 企業価値向上のための取組み

当社グループでは、優れた商品開発のために長期的なスパンでの研究開発投資を行い、技術力を支える人材育成のためのプログラムを実施しております。当社グループの技術力および人材が、高品質かつ高付加価値サービスを支えております。

当社グループは、その高い技術力とそれを支える人材、さらにはお客様との安定した取引関係によって着実に業容を拡大しており、今後も当社グループが持つ強みを生かし、当社グループの企業価値および株主共同の利益の増大に努めてまいります。

III. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1 本プランの目的

本プランは、上記 I に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されるものであります。

当社は、上場企業として、当社株式に対する大規模買付が行われた際に、当該大規模買付に応じるべきかのご判断や、当該大規模買付者に対して当社の経営を委ねることの是非に関する最終的なご判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかし、経営陣との十分な交渉や合意を経ることなく行われる株式の大規模買付の中には、その目的等から見て企業価値および株主共同の利益を明らかに侵害するもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値および株主共同の利益に資さないものも少なからず存在いたします。

特に当社では、企業価値および株主共同の利益をさらに向上させるため、長期的なスパンでの研究開発投資を実施し、当社グループの高い技術力を支える人材を育成するためのプログラムを実施しております。仮に、当社株式を大量に取得し、当社の経営権を奪う者が現われた場合、その者が当社の企業価値の源泉を理解せず、それを生かすための諸施策を継続しなければ当社の企業価値は毀損されることとなります。また、当社がお客様に対して実施してきたきめ細かなアフターケア、保守サービス、特に製品バージョンアップの無償提供やライセンス交換サービスなどが維持されなければ、当社はお客様の支持を大きく失うこととなります。

そこで、当社取締役会は、当社株式に対する大規模買付が行われた際に、当該大規模買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な時間および情報を確保すると共に、株主の皆様のために大規模買付者と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値および株主共同の利益に反する大規模買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しております。このよう

な基本方針および近時の司法判断の内容等に鑑み、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、以下の本プランの内容を継続することを決議いたしました。

2 本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）が20%以上となる当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものと除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に対し、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、大規模買付者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。かかる目的を実現するため、大規模買付者は、当社取締役会が大規模買付行為につき評価・意見・代替案の提示のために必要な一定の評価期間（後記（4）「取締役会による評価期間の設定」をご参照）の経過後、もしくは対抗措置発動に関する株主総会決議後に大規模買付行為を開始するというものであります。

注1：特定株主グループとは、①当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、または②当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものと含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、①特定株主グループが、注1の①の記載に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）、または②特定株主グループが、注1の②の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行う者およびその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。議決権割合の算出に当たって、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

(2) 企業価値検討委員会の設置

本プランにおいては、大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しない場合、あるいは大規模買付者の買付け等が当社グループの企業価値および株主共同の利益を毀損する場合には、具体的な対抗措置を発動することがありますが、具体的な対抗措置が当社取締役会の恣意に基

づき発動されることを防止するために、当社は3名以上の委員からなる企業価値検討委員会を設置いたします。

企業価値検討委員会は、当社取締役会から諮問を受けた各事項、および企業価値検討委員会が必要と判断する事項について当社取締役会に勧告あるいは意見表明を行います。

企業価値検討委員会の勧告・意見表明には法的な拘束力はないものの、企業価値検討委員会が行う勧告については、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重するものとしております。また対抗措置の発動には、必ずこのような企業価値検討委員会の勧告を経なければならないものと定款に定めることにより、取締役会の判断の公正を確保する手段として実質的に機能するよう位置付けております。

企業価値検討委員会の招集権限は、当社代表取締役のほか、監査役および各委員も有し、その招集が確実に行われるよう配慮いたします。

大規模買付者が当社取締役会に開示した情報は遅滞なく企業価値検討委員会に提供されると同時に、企業価値検討委員会が必要があると認める時は、当社取締役会に対し当社グループに関する必要な情報の提供を求めることができるものといたします。

なお、企業価値検討委員会の委員は、平成23年6月16日開催の第29期定時株主総会終結後に開催された取締役会において新たに選任された1名を含む3名となっております。委員の氏名および略歴は、別紙4をご参照ください。

(3) 大規模買付者への情報提供要求

大規模買付行為を開始または実行しようとする大規模買付者は、事前に当社取締役会に対し、本プランに従う旨の「買収意向表明書」をご提出いただきます。当該買収意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。当社取締役会は、大規模買付者から買収意向表明書を受領した場合には速やかにその旨を開示すると共に、買収意向表明書を受領した日から10営業日以内に、当社取締役会に対して提供していただく必要情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを大規模買付者に交付いたします。本必要情報の具体的な内容は、大規模買付者の属性または大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりであります。

- ①大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および各組合員その他の構成員を含みます。）の概要（具体的な名称、事業内容、資本構成、財務内容）
- ②大規模買付者による当社株式取得の目的および想定する株式の取得方法（買付対価の種類・価格、買付の時期を含みます。）
- ③対価の算定根拠（算定方法、算定に用いた数値情報等を含みます。）および買付資金の裏付け
- ④大規模買付者に対する資金の供与者の名称その他の概要
- ⑤買収完了後の経営方針および事業計画（特に企業価値を持続的かつ安定的に維持・向上させる方策等）
- ⑥大規模買付行為完了後における当社グループの従業員、お客様、取引先、地域社会その他の利害関係者との取引についての対応方針

⑦その他企業価値検討委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会が、大規模買付者により当初提出された本必要情報を精査した結果、それだけでは不十分と判断される場合には、企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重の上、適宜提出期限を定めた上で、大規模買付者に対し追加的に情報を提出していただくよう求めることがあります。当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した旨を証明する書面を当該大規模買付者に交付することとし、当該書面の交付後に、当該書面を交付した事実およびその交付日を開示いたします。また、当社取締役会に提供された本必要情報について、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部

または一部を開示いたします。

(4) 取締役会による評価期間の設定

当社取締役会は、大規模買付者が本必要情報の提供を完了した後、大規模買付行為の評価の難易度に応じて、①対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全株式を対象とする公開買付けの場合には60日間、または、②上記①以外の大規模買付行為の場合には90日間を、当社取締役会による評価・意見・代替案の作成のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定いたします。大規模買付者は、取締役会評価期間が終了するまで、または後記（5）「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」の③における株主総会における対抗措置発動に係る議案が決議されるまでの間は、大規模買付行為を開始することはできないものといたします。当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて外部の第三者の専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、企業価値検討委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付行為の評価・検討を行います。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示することもあります。

(5) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

① 大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しない場合

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を保護ないし確保することを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、当該大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守したか否かおよび対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定いたします。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することといたします。具体的対抗措置として新株予約権の無償割当を実施する場合の概要は別紙2に記載のものが考えられますが、これに限定するものではありません。

② 大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合

この場合には、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する評価・意見・代替案をご考慮の上、ご判断いただくことになります。ただし、本プランに定める手続きが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく毀損すると合理的に判断される場合には、企業価値および株主共同の利益の保護ないし確保を目的として対抗措置をとることがあります。具体的には、大規模買付行為が以下のいずれかに該当すると認められる場合には、企業価値および株主共同の利益を著しく毀損すると考えております。

- (a) 大規模買付者の買付け等が以下に定める類型に該当し、当該買付け等が明白に当社グループの企業価値および株主共同の利益を侵害する場合。
 - i) 大規模買付者が、真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、対価をつり上げて高値で株式を当社あるいは当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買付けを行っている場合（いわゆるグリーンメイラーである場合）。
 - ii) 大規模買付者が当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先やお客様等を当該大規模買付者等やそのグループ会社に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買付けを行っている場合。

- iii) 大規模買付者が、当社の資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買付けを行っている場合。
 - iv) 大規模買付者が、当社の資産等の売却処分等による利益をもって一時的な高額の株主還元をさせるか、あるいは一時的な高額の株主還元等による株価上昇に際して買収株式の高値売り抜けをする目的で、当社株式の買付けを行っている場合。
- (b) 大規模買付者の買付け等が、最初の買付条件を有利に、その後の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、最初の買付けに応じなければ不利益を被る状況を策出し、株主に株式を売り急がせる場合（強圧的二段階買収）。
- (c) 大規模買付者の買付け等が、当該買付行為の内容の是非を判断するために必要となる時間と情報を与えない場合。
- (d) 大規模買付者の買付け等の条件（対価の価額・種類、買付け等の時期、買付け等の方法の適法性、買付け等の実行の蓋然性、買付け等の後における当社の従業員、取引先その他の当社グループに係る利害関係者の処遇等を含みます。）が当社グループの企業価値および株主共同の利益に比較して明らかに不相当な場合。
- (e) 大規模買付者の買付け等が、当社グループの企業価値および株主共同の利益の源泉である当社グループの技術力、技術力を支える社員、取引先等との関係を破壊し、当社の企業価値および株主共同の利益を毀損することが確実であると判断される場合。

③ 株主総会決議における対抗措置の発動

当社取締役会は、企業価値検討委員会が、対抗措置の発動につき株主総会の決議を経ることが相当であると判断し、企業価値検討委員会から具体的対抗措置の発動に係る株主総会の招集を勧告された場合には、速やかに株主総会を招集し、対抗措置発動に係る具体的な議案を付議するものいたします。

その際、当社取締役会は、本必要情報の概要、大規模買付行為に関する当社取締役会の意見および企業価値検討委員会の勧告等の内容その他、当社取締役会が適切と判断する事項について、関係法令および証券取引所規則等に従って適時適切に開示いたします。

なお、株主総会開催の前提として、当社取締役会は、大規模買付者から十分な本必要情報を受領後、速やかに当該株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日を定め、公告を行うものといたします。当該株主総会において議決権を行使することができる株主は、株主総会基準日における最終の株主名簿に記録された株主といたします。

株主総会が開催された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとし、当社取締役会は、株主総会が対抗措置の発動を否決する決議をした場合には、対抗措置は発動いたしません。大規模買付者は、株主総会において対抗措置発動に係る議案が否決されるまでの間、大規模買付行為を実行してはならないものといたします。なお、株主総会の結果につきましては速やかに開示いたします。

(6) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本総会終結後2年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までといたします。ただし、有効期間満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、企業価値検討委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

なお、本プランを修正し、または変更した場合は、その内容を適時適切に開示いたします。

3 株主または投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランは、具体的な対抗措置を発動するまで、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置自体を行うものではありません。したがって、具体的な対抗措置が発動されるまで、株主および投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、企業価値および株主共同の利益を保護ないし確保することを目的として、対抗措置をとることがありますが、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および証券取引所規則等に従って適時適切な開示を行います。

当社取締役会（株主総会における承認を経た後に開催される場合も含みます。）において、対抗措置として新株予約権の無償割当決議を行った場合には、当該決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき新株予約権1個の割合で新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払込みその他以下の③「新株予約権の無償割当に伴って株主の皆様に必要となる手続き」の②「新株予約権の行使手続き」に記載の手続きを経なければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることになります。

ただし、当社は、後記③「新株予約権の無償割当に伴って株主の皆様に必要となる手続き」の③「当社による新株予約権の取得手続き」に記載のとおり、当社取締役会が所定の手続きに従って定める一定の大規模買付者ならびにその共同保有者および特別関係者ならびにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下「非適格者」といいます。）以外の株主の皆様から新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することができます。

当社がかかる取得の手続きを取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをすることなく、当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

なお、当社は、割当期日や新株予約権の無償割当の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間の開始日の前日までに、新株予約権の無償割当を中止し、または当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することができます。これらの場合には、当社株式の株価の変動により、割当期日後および効力発生日後に売買を行った投資家の皆様は、不測の損失を被る可能性があります。

(3) 新株予約権の無償割当に伴って株主の皆様に必要となる手続

① 名義書換の手続

当社取締役会（株主総会における承認を経た後に開催される場合も含みます。）において、新株予約権の無償割当実施の決議を行った場合には、当社は、新株予約権の無償割当にかかる割当期日を法令および当社定款に従い公告いたします。

この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に新株予約権が無償にて割り当てられますので、保有する当社の株式について振替を行っていない株主の皆様におかれましては、割当期日までに速やかに株式の振替を申請していただく必要があります。

なお、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、新株予約権の無償割当の効力発生日に、当然に新株予約権者となります。

② 新株予約権の行使手続

当社取締役会は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、新株予約権の行使請求書（当社所定の書式によるものとし、株主ご自身が非適格者でないこと等についての誓約文言を含むことがあります。）その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。

新株予約権の無償割当後、株主の皆様においては、権利行使期間内でかつ当社による新株予約権の取得の効力が発生するまでの間に、これらの必要書類を提出した上で、新株予約権1個当たり、1円以上で当社取締役会が定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、1株の当社株式が発行されることになります。

③ 当社による新株予約権の取得手続

当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日において、新株予約権を取得いたします。また、新株予約権の取得と引き換えに当社株式を株主の皆様に交付する時は、速やかにこれを交付いたします。

なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての誓約文言および誓約に反し非適格者であった場合の違約条項を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を行う際に、株主の皆様に別途開示またはお知らせいたします。

IV. 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値および株主共同の利益に合致し、当社の役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが上記Ⅰ.「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に沿い、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上につながり、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める3原則を充足しております。また、本プランは、経済産業省が平成20年6月に発表した企業価値研究会の「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」と題する報告書の内容にも沿っております。

(2) 企業価値および株主共同の利益の確保・向上させる目的をもって導入されていること

本プランは、上記Ⅲ.「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」の1.「本プランの目的」にて記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様が適切に判断し、あるいは当社取締役会が評価・意見・代替案を提示するために必要かつ十分な情報や時間の確保を求め、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと 등을可能とすることにより、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもって導入されるものであります。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、株主総会におきまして出席株主の過半数の賛成をもって承認可決されなかった

場合は廃止されます。

また、上記Ⅲ.「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」の2.(6)「本プランの有効期間、廃止および変更」にて記載したとおり、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会において本プランを変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものといたします。

さらに、対抗措置の発動に関し、株主総会が開催された場合、当社取締役会は当該株主総会の決議に従うものとされております。そのため、本プランの導入および廃止ならびに株主総会が開催される場合には、株主の合理的な意思が反映される仕組みとなっております。また、定款変更においても株主意思をお諮りしております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランにおける対抗措置の発動、または修正・変更等の運用に際して、対抗措置発動等を含む実質的な判断を客観的に行う諮問機関として経営陣から独立した社外取締役、社外監査役、および社外の有識者で構成される企業価値検討委員会を設置いたします。そのため、本プランの運用に際しては、当社取締役会による恣意的な判断が排除され、その判断の客観性、公正さおよび合理性が担保される仕組みとなっております。

(5) 合理的な客観的要件の設定

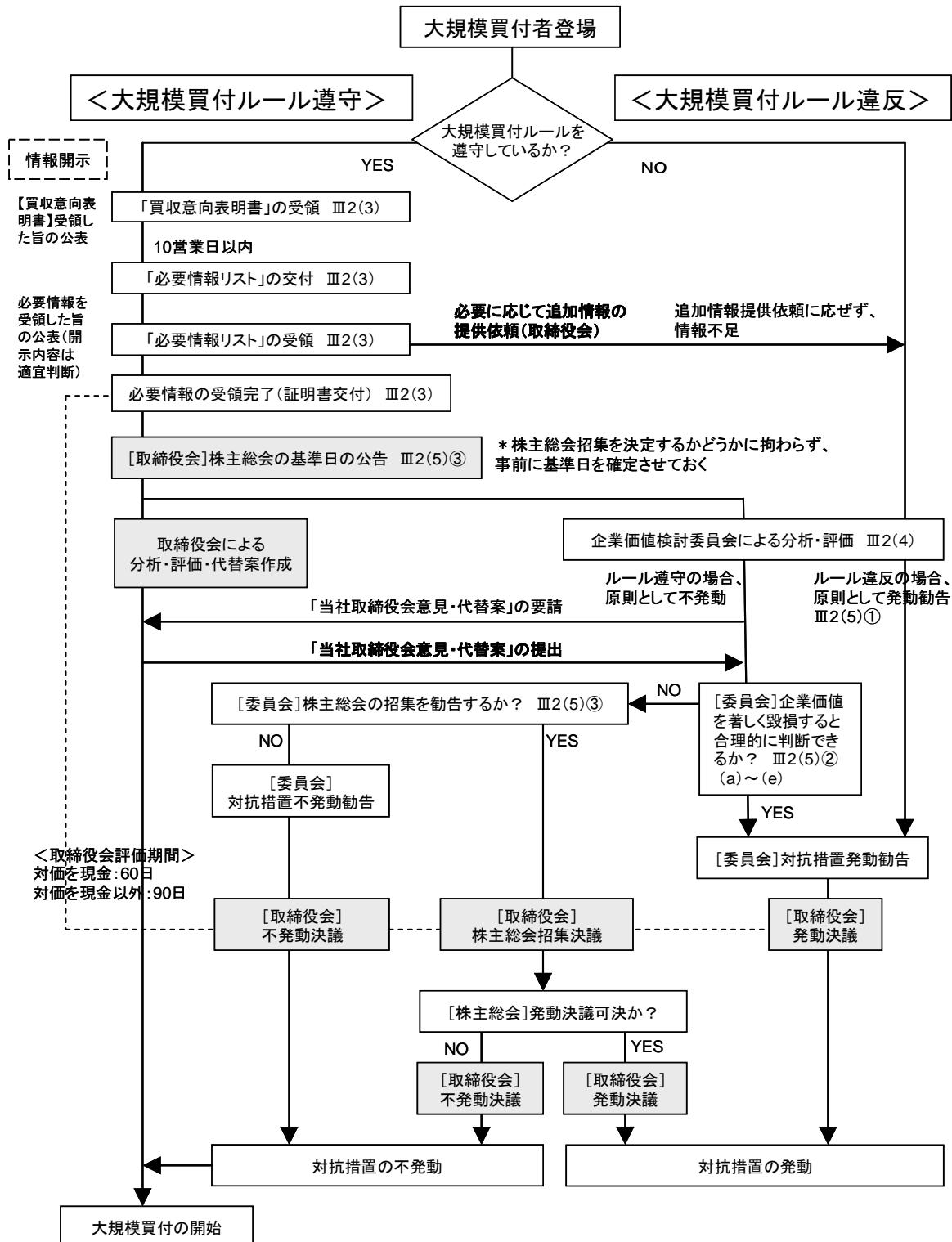
本プランは、上記Ⅲ.「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」の2.(5)「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」にて記載したとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(6) デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ.「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」の2.(6)「本プランの有効期間、廃止および変更」にて記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、廃止することができるものとして設計されております。したがって、本プランは取締役会の構成員の過半数を交替させても、なお発動を阻止できないデッドハンド型買収防衛策ではありません。また、現行選任されている取締役の員数と期差を前提とした場合、新任取締役が選出された後一定期間を経るまでは廃止できないスローハンド型買収防衛策でもありません。

<別紙1>

事前警告型買収防衛策フロー図



新株予約権の無償割当の概要

1. 新株予約権の割当の対象となる株主と割当条件

当社取締役会において定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く）1株につき1個の割合で新株予約権を無償で割当てる。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の数または算定方法

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会において決定する。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される金額または算定方法

各新株予約権の行使に際して払込すべき額は1円以上の金額で当社取締役会が決定する。

(3) 新株予約権を行使する期間

新株予約権の行使期間については、新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める期間とする。

(4) 新株予約権の行使条件

大規模買付者ならびにその共同保有者および特別関係者による当社株券等にかかる株券等保有割合が合計20%以上であり、かつ企業価値検討委員会が当該大規模買付者の大規模買付行為が以下のいずれかに該当すると判断した場合、非適格者は新株予約権を行使できない。

- ① 大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しない場合
- ② 大規模買付者の買付け等が以下に定める類型に該当し、当該買付け等が明白に当社グループの企業価値および株主共同の利益を侵害する場合
 - (a) 大規模買付者が、真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、対価をつり上げて高値で株式を当社あるいは当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買付けを行っている場合（いわゆるグリーンメイラーである場合）。
 - (b) 大規模買付者が当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先やお客様等を当該大規模買付者やそのグループ会社に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で債務者の株式の買付けを行っている場合。
 - (c) 大規模買付者が、当社の資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買付けを行っている場合。
 - (d) 大規模買付者が、当社の資産等の売却処分等による利益をもって一時的な高額の株主還元をさせるか、あるいは一時的な高額の株主還元等による株価上昇に際して買収株式の高値売り抜けをする目的で、当社株式の買付けを行っている場合。
- ③ 大規模買付者の買付け等が、最初の買付条件を有利に、その後の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、最初の買収に応じなければ不利益を被る状況を策出し、株主に株式を売り急がせる場合（強圧的二段階買収）。
- ④ 大規模買付者の買付け等が、当該買収行為の内容の是非を判断するために必要となる時間と情報を与えない場合。
- ⑤ 大規模買付者の買付け等の条件（対価の価額・種類、買付け等の時期、買付け等の方法の適法性、買付け等の実行の蓋然性、買付け等の後における当社の従業員、取引先その他の当社グループに係る利害関係者の待遇等を含みます。）が当社グループの企業価値および株主共同の利益に比較して明らかに不相当な場合。

(6) 大規模買付者の買付け等が、当社グループの企業価値および株主共同の利益の源泉である当社グループの技術力、技術力を支える社員、取引先等との関係を破壊し、当社の企業価値および株主共同の利益を毀損することが確実であると判断される場合。

(5) 新株予約権の行使により増加する資本金および資本準備金に関する事項

法令に定める資本金等増加限度額（以下「資本金等増加限度額」といいます。）の2分の1に相当する額を資本金とし、その余を資本準備金とする。

(6) 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を譲渡により取得するには、当社の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の取得

非適格者以外の新株予約権についてのみ、本新株予約権1個につき当社普通株式1株から3株の交付をすることを条件に新株予約権を取得する内容の取得条項を付すことがあるものとする。

3. 割当てる新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が定める数とする。

<別紙3>

企業価値検討委員会の概要

1. 企業価値検討委員会の設置および委員等

- (1) 当社定款第53条の規程に基づき、対抗措置の発動の公正性・適正性を確保するため、企業価値検討委員会を設置する。
- (2) 企業価値検討委員会は3名以上の委員で構成されなければならず、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役、社外監査役、および社外の有識者（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等またはこれに準ずる者を含む。）の中から選任する。
- (3) 企業価値検討委員の選任および解任の決議は、過半数の取締役が出席する取締役会において3分の2以上の賛成によることを要する。

2. 企業価値検討委員会の招集および決議等

- (1) 企業価値検討委員会委員、代表取締役および監査役会は、必要と認める時に企業価値検討委員会を招集することができる。
- (2) 企業価値検討委員会の議事は、委員の過半数の推薦を得た委員が執り行い、その決議は、過半数の委員の出席の上、3分の2以上の賛成多数をもって行う。

3. 企業価値検討委員会の審議および決議事項

企業価値検討委員会は、次の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に勧告する。

- ①本プランにおける対抗措置の発動の是非
- ②本プランにおける対抗措置の中止または撤回
- ③大規模買付者が提出した情報が必要かつ十分か否かの判断および追加情報の提供を請求する場合の追加情報の範囲
- ④対抗措置の発動を株主総会に諮るか否かについての勧告
- ⑤本プランの修正または変更
- ⑥その他当社取締役会が企業価値検討委員会に諮問する事項

4. 企業価値検討委員会への情報の集約

企業価値検討委員会は、大規模買付者が提供した情報、その他当社に関する事項について、必要な説明を求めることができる。

5. 企業価値検討委員会は、当社の費用で、独立した第三者（投資銀行、証券会社、シンクタンク、ファイナンシャルアドバイザー、弁護士、公認会計士、その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

<別紙4>

企業価値検討委員会の委員の氏名および略歴

1. 江藤 紀海 (えとう のりみ)

【略歴】

昭和 17 年 7 月 20 日生まれ

昭和 42 年 4 月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京 UFJ 銀行）入行

平成 3 年 5 月 同行秘書室長

平成 5 年 6 月 同行取締役

平成 8 年 12 月 同行常務取締役

平成 11 年 6 月 同行取締役、ユニチカ株式会社顧問

平成 11 年 6 月 同社専務取締役

平成 12 年 4 月 同社取締役副社長

平成 17 年 4 月 同社代表取締役会長

平成 19 年 6 月 同社取締役会長

平成 20 年 6 月 当社社外取締役（現在に至る）

平成 21 年 6 月 ユニチカ株式会社相談役

2. 渡邊 治巳 (わたなべ はるみ)

【略歴】

昭和 29 年 6 月 7 日生まれ

昭和 52 年 4 月 大阪商船三井船舶株式会社（現・商船三井株式会社）入社

昭和 59 年 4 月 株式会社エイ・エス・ティ（現・IT フロンティア）入社

平成 12 年 4 月 ブレインセラーズ・ドットコム株式会社設立 代表取締役（現在に至る）

平成 22 年 10 月 当社顧問

平成 23 年 6 月 当社社外取締役（現在に至る）

3. 葛西 清 (かつさい きよし)

【略歴】

昭和 23 年 5 月 30 日生まれ

昭和 46 年 7 月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京 UFJ 銀行）入行

平成 10 年 4 月 同行コンプライアンス統括部上席調査役

平成 14 年 1 月 同行法務室長

平成 15 年 9 月 ニイウス株式会社入社 戦略法務担当理事

平成 17 年 4 月 株式会社日本ビジネスリース入社

執行役員 リスク管理統括部長 兼 お客様相談室長

平成 20 年 6 月 当社社外監査役（現在に至る）

以上